

公益社団法人 墨田区医師会 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、公益社団法人墨田区医師会（以下「本会」とする。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、社会の要請に応え、医道の高揚、医学及び医術の発展並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
 - (2) 医学教育の向上に関する事業
 - (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事業
 - (4) 医療従事者の育成、向上に関する事業
 - (5) 在宅医療に関する事業
 - (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
 - (7) 地域医療の推進発展に関する事業
 - (8) 地域保健の向上に関する事業
 - (9) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業
 - (10) 医師会相互の連絡調整に関する事業
 - (11) 会員の福祉向上に関する事業
 - (12) その他本会の目的を達成するため必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は次の2種の会員を置く。

(1) A会員

- ①本会の目的及び事業に賛同した墨田区内の病院又は診療所の管理者。
- ②墨田区内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同した者。

(2) B会員

本会の目的及び事業に賛同し次のいずれかの条件に合い申し出た医師。

- ①墨田区内の就業所において、同一名称及び所在地の就業所に属するA会員の管理下で勤務している者。
- ②墨田区内に就業所を有しないが、墨田区内に住居を有するか、墨田区内に就業歴がある者。

③上記以外で、理事会が承認した者。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号 以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第 6 条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

（入会金、会費及び負担金）

第 7 条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金（以下「会費等」とする。）を本会に納入しなければならない。

- 2 会費等の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対してはその額を減免することができる。減免について必要な事項は総会の決議を経て、別に定める。

（会員の本務）

第 8 条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（退会）

第 9 条 会員で退会しようとする者は、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、第10条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同第1項に基づく処分を行うことができる。

（会員の制裁）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- （1）医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したものの
- （2）本会の定款、規則もしくは総会の決議に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したものの
- （3）故意又は重大な過失により、本会もしくは本会の他の会員に損害を与え、又はその恐れがあるものの
- （4）その他正当な事由があるとき

- 2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。

- 5 会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、総会の2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

- 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければ

ならない。

- 7 第3項又は第4項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知する。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が正当な理由なく会費等を1年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 退会したとき
- (5) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等その他の拠出金品はこれを返還しない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会が免除または返還を認めた場合はこの限りではない。

第4章 支部

(支部の構成)

第13条 本会の目的達成の円滑を図るために、本会に支部を置く。

(支部の業務)

第14条 支部の行う業務は、本会の定款に記載されている目的事業に合致した内容のものとする。

- 2 支部の行う業務の執行は、理事会の決定によるものとする。
- 3 支部の経費は本会会計より支弁する。
- 4 支部長は理事会が任命する。

第5章 総会

(構成)

第15条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(定時総会及び臨時総会)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目

的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったとき

(議決権)

第17条 総会における議決権は会員1名につき1個とする。

(招集)

第18条 定時総会及び臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。

2 第16条第3項第2号に規定する請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会を招集する。

4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。ただし、個別の会員の承諾を得たときは、書面による通知を、電磁的方法による通知に代えることができる。また、総会に出席しない会員が書面または電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選出)

第19条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会において後任者が選出された時までとする。

(議長及び副議長の職務)

第20条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選出)

第21条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

(総会の決議事項)

第22条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 各事業年度の事業報告及び決算書類の承認に関する事項

(2) 会費等の賦課徴収及び減免に関する事項

(3) 会員の除名

(4) 理事及び監事の選任及び解任

(5) 理事及び監事の報酬等の額

(6) 定款の変更に係る事項

(7) 本会の解散、公益目的取得財産残高の贈与及び残余財産の処分に関する事項

(8) 理事会が付議した事項

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の定足数及び決議)

第23条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ、議事

- を開き決議することができない。
- 2 総会の議事は、出席会員の議決権の過半数でこれを決する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 5 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、理事会の承諾を得たときは、書面の提出を、電磁的方法による提供に代えることができる。また、この場合においては当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。
 - 6 総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することとした場合には、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の議事規則)

第24条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上19名以内
- (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以上4名以内を副会長とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事のうち1名は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法人認定法」という。）第5条第1項第15号に定める者（以下「外部理事」という。）とする。
- 5 監事のうち1名は、法人認定法第5条第1項第16号に定める者（以下「外部監事」という。）とする。
- 6 監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本

会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係を有してはならない。

7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別な利害関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

8 各理事は、各監事と特別利害関係を有する者であってはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第26条の2 本会が保有する株式等の議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(理事の職務)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、別に定めるところにより、総会の決議によって選任する。

2 外部理事以外の理事及び外部監事以外の監事は、会員の中から選任するものとする。

(役員の補欠の選任)

第31条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。

(役員の報酬)

第33条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(利益相反取引等の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における、本会と当該理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の責任免除)

第35条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったが、職務を行うにつき、善意で重大な過失がない場合には、理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(理事会)

第36条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の職務)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (4) 総会の招集の決定
- 2 会長及び副会長を選定する場合において、総会の決議により会長及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - 3 会長及び副会長を解職する場合において理事会は総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第39条 総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第41条 本会に会務の運営及び事業の遂行を補佐するため理事会の決議により委員会を置くことができる。

- 2 委員会は理事会が付託または諮問した案件につき審議する。
- 3 前項の委員会の委員は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。
- 4 前項の委員には、理事会で定める報酬の基準にもとづき報酬を支払うことができる。
- 5 第1項の委員会の運営規程は理事会において定める。

第9章 裁定委員会

(裁定委員会)

第42条 本会に、裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は会員の身分に関する裁定、会員の制裁及び会員の業務に関する紛議の調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第43条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時総会に報告するものとする。第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則等)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良にあてるために保存する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱い規程による。

(財産の種類)

第49条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第50条 基本財産について、本会は適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産を処分又は担保に供する場合には、

あらかじめ理事会及び総会の承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第46条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 相談役

(相談役)

第52条 本会に任意の機関として、3名以内の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

第12章 事務局

(事務局)

第53条 本会に事務局を置き、事務局長の任免については、理事会の承認を経て会長が行い、その他の職員の任免については、会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第13章 雑 則

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第5条第20号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は法人認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(定款施行規則)

第56条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に規則で定める。

(公告)

第57条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 本会の最初の会長は鈴木 洋、副会長は石川 幹夫、市川 菊乃とする。

(裁定委員に関する経過措置)

- 3 この定款施行の際、現に医道審議会の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(相談役に関する経過措置)

- 4 この定款施行の際、現に相談役の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、相談役として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 7 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(外部理事及び外部監事選任に関する改正の経過措置)

- 8 「第5章 総会」及び「第6章 役員」に関する規定のうち、外部理事及び外部監事の選任にかかる改正事項（第23条第4項、第26条第4項、第5項、第30条）に関しては、法人認定法の一部を改正する法律（令和6年法第29号）の施行（令和7年4月）後に最初に開催される定時総会の前日までは、なお従前の例による。

(平成26年3月28日一部変更)
(平成31年3月27日一部変更)
(令和7年4月1日一部変更)